



# 長野県報

5月15日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2572号

## 目次

### 告示

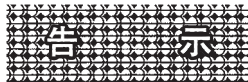
土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	2
国土調査法に基づく平成26年度地籍調査事業計画(農地整備課).....	2
保安林の指定の通知の掲示(森林づくり推進課).....	3
解除予定保安林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4

### 公告

総合評価一般競争入札(税務課).....	5
土地区画整理事業の換地処分(都市・まちづくり課).....	13
土地区画整理組合理事の就任の届出(都市・まちづくり課).....	13
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案に係る公聴会の中止(都市・まちづくり課).....	13
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課).....	13
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許課).....	14
特定調達契約に係る一般競争入札(交通規制課).....	16
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....	17

### 訓令

長野県法規審査委員会規程の一部改正(情報公開・法務課).....	18
----------------------------------	----



### 長野県告示第264号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
長野市
- 2 事業の種類  
(仮称)健康・レジャー施設、複合施設建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県長野市松岡二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
(仮称)健康・レジャー施設、複合施設建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体

が設置する公共の用に供する施設に該当する。

- (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

- (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

長野広域連合の広域ごみ焼却施設が建設されることに伴い、長野市では「第四次長野市総合計画(平成19年4月策定)」などの関連計画を基に検討を重ね、平成25年1月に「ごみ焼却施設周辺環境整備基本計画」を策定した。そして、この計画に定めた7項目の基本方針に沿って、広域ごみ焼却施設の周辺に焼却施設の余熱を有効利用する健康・レジャー施設及び複合施設を整備することとした。

第四次長野市総合計画では、基本方針として「だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりの推進」を、同計画後期基本計画では、基本施策に「スポーツを軸にしたまちづくりの推進」を掲げ、目標値を設定して取組を行っている。しかし、現状では目標値の達成には厳しい状況であり、身近で気軽にスポーツを楽しめる環境をつくることが課題とされている。また、「スポーツ環境の整備・充実」の施策における主な取組として、地域のスポーツ・レクリエー

ション活動の拠点となる社会体育施設などの充実を図ることとしている。

本件事業は、上記の現況に対応するために適正な規模の土地を確保して、焼却施設の余熱を利用した健康・レジャー施設及び健康福祉、文化教養機能等を兼ね備えた複合施設の建設を行うものである。

本件事業の施行により整備する施設を多くの市民が訪れ多様な活用をすることで、市民の健康増進、福祉の充実、生涯学習環境の整備及び世代間交流が図られ、地域の活性化及び市全体の振興と発展につながる事が期待される。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、二方が十分な幅員の道路に面しており、住宅に隣接しないため騒音の問題は軽微であることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、多くの市民が施設を活用することで健康増進、福祉の充実、生涯学習環境の整備及び世代間交流が図られ、地域の活性化等につながるため、早期に施行され、その効果が得られることが望ましい。

また、「第四次長野市総合計画」に掲げられている「だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりの推進」の基本方針の実現のため、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長野市役所環境部生活環境課

地域振興課

長野県告示第265号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番地16号	平成29年5月26日

医療推進課

長野県告示第266号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西、信州新町中牧、信州新町弘崎の各一部	平成27年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	〃
上田市	上田市塩川、上室賀、下室賀、長瀬の各一部	〃
飯田市	飯田市上村、南信濃木沢の各一部	〃
須坂市	須坂市大字日滝の一部	〃
小諸市	小諸市新町一丁目、新町二丁目、両神、田町一丁目、田町二丁目、田町三丁目、市町一丁目、市町三丁目、市町五丁目、六供一丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、大手一丁目、大手二丁目、荒町一丁目、三和一丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、乙、丙の各一部	〃
伊那市	伊那市中央、坂下の各一部	〃
駒ヶ根市	駒ヶ根市赤穂、下平の各一部	〃

大町市	大町市美麻の一部	〃
茅野市	茅野市玉川の一部	〃
佐久市	佐久市平林、田口の各一部	〃
千曲市	千曲市大字戸倉の一部	〃
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字海瀬の一部	〃
小県郡青木村	小県郡青木村大字田沢の一部	〃
上伊那郡辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野の一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町田切の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐の一部	〃
上伊那郡宮田村	上伊那郡宮田村中越区、町2・3区、大久保区の各一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村大河内の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字大河原、大字鹿塩の各一部	〃
木曽郡上松町	木曽郡上松町大字荻原の一部	〃
木曽郡南木曽町	木曽郡南木曽町田立の一部	〃
南木曽町森林組合	木曽郡南木曽町田立の一部	〃
木曽郡木曽町	木曽郡木曽町福島、開田高原末川の各一部	〃
木曽郡木祖村	木曽郡木祖村大字藪原の一部	〃
木曽郡大桑村	木曽郡大桑村大字野尻、大字長野、大字殿の各一部	〃
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻の一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	〃
上高井郡高山村	上高井郡高山村大字高井、中山、牧、奥山田の各一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	〃
上水内郡信濃町	上水内郡信濃町大字富濃の一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字戸狩の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高の一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字塚の一部	〃
栄村森林組合	下水内郡栄村大字塚の一部	〃

農地整備課

**長野県告示第267号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成26年2月10日付け農林水産省告示第203号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
木曽郡木曽町新開5984の24、5984の33、5988の4	森田 千代蔵
木曽郡木曽町新開6321の37	山崎 義克

森林づくり推進課

**長野県告示第268号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

伊那市伊那7119の140、7119の141

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

#### 長野県告示第269号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
木曽郡木祖村大字小木曾1163の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第270号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字北小谷字家ノ後4591の1（次の図に示す部分に限る。）、4591の2、4591のニ・4591のホ・4591のヘ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ななへとおし尻橋場6370のロ・6371の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字横手7345のイ・7345のロ・7348の4・7349のヘ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第271号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）

第30条の規定により告示します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字北小谷字家ノ後4591のニ・4591のホ・4591のヘ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ななへとおし尻橋場6370のロ・6371の2・6372・6373（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字横手7348の2・7348の4・7349のハの1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称  
風張3
- 2 一部について指定を解除する区域  
飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

砂防課

#### 長野県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称  
西涌井沢2
- 2 一部について指定を解除する区域  
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課